

通常規模型 通所リハビリテーション

基本料金					
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3～4 時間	483 単位	561 単位	638 単位	738 単位	836 単位
	510 円	592 円	673 円	779 円	882 円
加算 ※ (注) 参照					
サービス提供体制加算(I)				22 単位	24 円/日
リハビリテーション提供体制加算				12 単位	13 円/日
リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ (同意より 6 ヶ月以内)				560 単位	591 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ (同意より 6 ヶ月超)				240 単位	254 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ (同意より 6 ヶ月以内)				593 単位	626 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ (同意より 6 ヶ月超)				273 単位	288 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ (同意より 6 ヶ月以内)				830 単位	876 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ (同意より 6 ヶ月超)				510 単位	538 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ (同意より 6 ヶ月以内)				863 単位	911 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ (同意より 6 ヶ月超)				543 単位	573 円/月
短期集中リハビリテーション加算 退院(所)日又は認定日から起算して 3 月以内の期間に行われた場合				110 単位	116 円/日
認知症短期集中リハビリテーション加算 I 退院(所)日又は認定日から起算して 1 月超 3 月以内の期間に行われた場合				240 単位	254 円/日
認知症短期集中リハビリテーション加算 II				1,920 単位	2,026 円/月
若年性認知症利用者受入加算				60 単位	64 円/1 回
栄養アセスメント加算				50 単位	53 円/月
栄養改善加算 (※原則 3 ヶ月以内、月 2 回まで)				200 単位	211 円/1 回
移行支援加算				12 単位	13 円/日
科学的介護推進体制加算				40 単位	43 円/月
地域加算 : 10.55 円(単位数合計に乗じる)					
介護職員処遇改善加算(1) : 上記合計単位に 1000 分の 47 を乗じる					
特定処遇改善加算(1) : 上記合計単位に 1000 分の 20 を乗じる					
新型コロナウイルス感染症に対する特例的な評価 : 基本報酬に 0.1% 上乗せ					
送迎減算	【減算 ※ (注) 参照】			47 単位	49 円/回
領収証明書 1 通				1,100 円	税込

※別表 利用料金表 1 (2割負担)

洛和デイセンターイリオス

通常規模型 通所リハビリテーション

基本料金					
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3~4 時間	483 単位	561 単位	638 単位	738 単位	836 単位
	1,020 円	1,184 円	1,347 円	1,558 円	1,764 円
加算 ※ (注) 参照					
サービス提供体制加算(I)				22 単位	47 円/日
リハビリテーション提供体制加算				12 単位	26 円/日
リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ (同意より 6 ヶ月以内)				560 単位	1,182 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ (同意より 6 ヶ月超)				240 単位	507 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ (同意より 6 ヶ月以内)				593 単位	1,252 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ (同意より 6 ヶ月超)				273 単位	576 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ (同意より 6 ヶ月以内)				830 単位	1,752 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ (同意より 6 ヶ月超)				510 単位	1,077 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ (同意より 6 ヶ月以内)				863 単位	1,821 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ (同意より 6 ヶ月超)				543 単位	1,146 円/月
短期集中リハビリテーション加算 退院(所)日又は認定日から起算して 3 月以内の期間に行われた場合				110 単位	233 円/日
認知症短期集中リハビリテーション加算 I 退院(所)日又は認定日から起算して 1 月超 3 月以内の期間に行われた場合				240 単位	507 円/日
認知症短期集中リハビリテーション加算 II				1,920 単位	4,052 円/月
若年性認知症利用者受入加算				60 単位	127 円/1 回
栄養アセスメント加算				50 単位	106 円/月
栄養改善加算 (※原則 3 ヶ月以内、月 2 回まで)				200 単位	422 円/1 回
移行支援加算				12 単位	26 円/日
科学的介護推進体制加算				40 単位	85 円/月
地域加算 : 10.55 円(単位数合計に乗じる)					
介護職員処遇改善加算(1) : 上記合計単位数に 1000 分の 47 を乗じる					
特定処遇改善加算(1) : 上記合計単位数に 1000 分の 20 を乗じる					
新型コロナウイルス感染症に対する特例的な評価 : 基本報酬に 0.1% 上乗せ					
送迎減算	【減算 ※ (注) 参照】			47 単位	100 円/回
領収証明書 1 通				1,100 円	税込

※別表 利用料金表 1 (3割負担)

洛和デイセンターイリオス

通常規模型 通所リハビリテーション

基本料金					
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
3~4 時間	483 単位	561 単位	638 単位	738 単位	836 単位
	1,529 円	1,776 円	2,020 円	2,336 円	2,646 円
加算 ※ (注) 参照					
サービス提供体制加算(I)				22 単位	70 円/日
リハビリテーション提供体制加算				12 単位	38 円/日
リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ (同意より 6ヶ月以内)				560 単位	1,773 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ (同意より 6ヶ月超)				240 単位	760 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ (同意より 6ヶ月以内)				593 単位	1,877 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ (同意より 6ヶ月超)				273 単位	864 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ (同意より 6ヶ月以内)				830 単位	2,627 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ (同意より 6ヶ月超)				510 単位	1,615 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ (同意より 6ヶ月以内)				863 単位	2,732 円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ (同意より 6ヶ月超)				543 単位	1,719 円/月
短期集中リハビリテーション加算 退院(所)日又は認定日から起算して 3 月以内の期間に行われた場合				110 単位	349 円/日
認知症短期集中リハビリテーション加算 I 退院(所)日又は認定日から起算して 1 月超 3 月以内の期間に行われた場合				240 単位	760 円/日
認知症短期集中リハビリテーション加算 II				1,920 単位	6,077 円/月
若年性認知症利用者受入加算				60 単位	190 円/1 回
栄養アセスメント加算				50 単位	159 円/月
栄養改善加算 (※原則 3 ヶ月以内、月 2 回まで)				200 単位	633 円/1 回
移行支援加算				12 単位	38 円/日
科学的介護推進体制加算				40 単位	127 円/月
地域加算 : 10.55 円(単位数合計に乗じる)					
介護職員処遇改善加算(1) : 上記合計単位数に 1000 分の 47 を乗じる					
特定処遇改善加算(1) : 上記合計単位数に 1000 分の 20 を乗じる					
新型コロナウイルス感染症に対する特例的な評価 : 基本報酬に 0.1% 上乘せ					
送迎減算 【減算 ※ (注) 参照】				47 単位	149 円/回
領収証明書 1 通				1,100 円	税込

*加算は利用者によって異なります。(地域加算除く)

☆ 利用料金の計算方法

サービス料金総額 = {基本単位 + サービス提供強化体制加算 + その他該当する加算}
× 地域加算 × 介護職員処遇改善加算

利用者負担額はサービス料金の1割となります。

※(注)

・ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

① ②のいずれかに該当。①事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が70%以上、②勤続10年以上の介護福祉士が25%以上になる場合に加算される。

・ リハビリテーション提供体制加算

常時、事業所に配置されている理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の合計数が、利用者数の2.5又はその端数を増すごとに1以上。
リハビリテーションマネジメント加算を算定。

・ リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ (1月につき) ※変更

リハビリテーション会議を開催して、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録すること、構成員である医師の会議への出席についてはテレビ電話等を使用してもよい。リハビリテーション計画に関与して理学療法士等が説明し、同意を得るとともに医師へ報告する。リハビリ会議については計画書の同意から6月以内は1月に1回、6月超は3月に1回開催し、利用者の変化に応じて通所リハビリ計画書を見直しすること。また必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報共有が必要。医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うこと。

・ リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ (1月につき) ※変更

リハビリテーション会議を開催して、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録すること、構成員である医師の会議への出席についてはテレビ電話等を使用してもよい。リハビリテーション計画に関与して理学療法士等が説明し、同意を得るとともに医師へ報告する。リハビリ会議については計画書の同意から6月以内は1月に1回、6月超は3月に1回開催し、利用者の変化に応じて通所リハビリ計画書を見直しすること。また必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報共有が必要。医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うこと。リハビリテーションマネジメント加算 (A) イの要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

・ リハビリテーションマネージメント加算 (B) イ (1月につき) ※変更

リハビリテーション会議を開催して、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録すること、構成員である医師の会議への出席についてはテレビ電話等を使用してもよい。リハビリテーション計画について医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ること。リハビリ会議については計画書の同意から6月以内は1月に1回、6月超は3月に1回開催し、利用者の変化に応じて通所リハビリ計画書を見直しすること。また必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報共有が必要。医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うこと。

・ リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ (1月につき) ※変更

リハビリテーション会議を開催して、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録すること、構成員である医師の会議への出席についてはテレビ電話等を使用してもよい。リハビリテーション計画について医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ること。

リハビリ会議については計画書の同意から6月以内は1月に1回、6月超は3月に1回開催し、利用者の変化に応じて通所リハビリ計画書を見直しすること。また必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報共有が必要。医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うこと。リハビリテーションマネジメント加算（B）イの要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

- ・ **短期集中リハビリテーション実施加算**

病院もしくは診療所または介護老人保健施設から退院または退所した日、初回認定日から起算して3月以内の期間に行われた場合は、1日につき加算されます。概ね週2日以上、個別リハビリを1回20分以上、1日あたり40分以上の個別にリハビリテーションを実施する場合に適用される。

- ・ **認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ**

リハビリマネジメント加算Ⅰ又はⅡを算定し、1週間に2日を限度として個別に20分以上実施。個別または集団によるリハビリテーションを月4回以上のリハビリを実施。

- ・ **認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ**

リハビリマネジメント加算Ⅱを算定し、月4回以上のリハビリを実施。計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリを実施。

- ・ **移行支援加算 ※変更**

評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護、指定地域密着通所介護、指定認知症対応型通所介護、第一号通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が、100分の3を超えていること。指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハビリテーション修了者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し記録すること。リハビリテーションの利用者の平均利用月数で除して得た数が27%以上であること。リハビリテーション修了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。

- ・ **若年性認知症利用者受入可算**

若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う。65歳の誕生日の前々日まで算定。

- ・ **栄養アセスメント加算 ※新規**

事業所の従業者として、または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置。

利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者または家族に対して結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効実施のために必要な情報を活用。

- ・ **栄養改善加算 ※変更**

低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に低栄養状態の改善等を目的として個別的に実施される栄養食時相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上資すると認められるものを行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として、1日につき加算される。必要に応じ居宅を訪問すること。

- ・ **科学的介護推進体制加算**

いずれかの要件も満たすことを求める。

- ・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
- ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

・ **送迎を行わない場合の減算**

ご利用者が自ら通う場合、ご家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。

・ **介護職員処遇改善加算（1）**

別途合計額に**4.7%相当の介護職員処遇改善加算**が、1月につき加算されます。

(計算方法)：「1月あたりの総単位数」 x 4.7%

※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えたもの
また、各種加算減算に当該加算は含まれない

・ **介護職員等特定処遇改善加算（1）**

別途合計額に**2.0%相当の介護職員等特定処遇改善加算**が、1月につき加算されます。

(計算方法)：「1月あたりの総単位数」 x 2.0%

※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えたもの
また、各種加算減算に当該加算は含まれない

・ **新型コロナウイルス感染症に対するための特例的な評価**

別途基本報酬に**0.1%上乗せ**が、1月につき加算されます。

(計算方法)：「1月あたりの基本単位数」 x 0.1%

※2021年9月末まで